

さいたま市図書館条例

○さいたま市図書館条例

平成13年5月1日
条例第123号

改正 平成14年3月27日条例第21号
平成14年12月26日条例第67号
平成16年3月26日条例第18号
平成16年12月27日条例第63号
平成17年3月25日条例第53号
平成17年10月13日条例第202号
平成17年12月21日条例第214号
平成18年12月22日条例第63号
平成19年3月15日条例第10号
平成23年7月5日条例第21号
平成24年3月21日条例第9号
平成24年5月2日条例第34号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 図書館の利用（第5条—第13条）
第3章 文化施設（第14条—第21条）
第4章 図書館協議会（第22条）
第5章 補則（第23条）
附則

第1章 総則

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さいたま市立中央図書館	さいたま市浦和区東高砂町11番1号
さいたま市立北浦和図書館	さいたま市浦和区北浦和1丁目4番2号
さいたま市立南浦和図書館	さいたま市南区根岸1丁目7番1号
さいたま市立東浦和図書館	さいたま市緑区大字中尾1440番地8
さいたま市立大宮図書館	さいたま市大宮区高鼻町2丁目1番地1
さいたま市立大宮西部図書館	さいたま市北区榑引町2丁目499番地1
さいたま市立大宮東図書館	さいたま市見沼区堀崎町48番地1
さいたま市立春野図書館	さいたま市見沼区春野2丁目12番1号
さいたま市立七里図書館	さいたま市見沼区大字大谷1210番地
さいたま市立宮原図書館	さいたま市北区吉野町2丁目195番地1
さいたま市立与野図書館	さいたま市中央区下落合5丁目11番11号
さいたま市立馬宮図書館	さいたま市西区大字西遊馬533番地1
さいたま市立桜木図書館	さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18
さいたま市立岩槻図書館	さいたま市岩槻区本町4丁目2番25号
さいたま市立岩槻駅東口図書館	さいたま市岩槻区本町3丁目1番1号
さいたま市立岩槻東部図書館	さいたま市岩槻区東岩槻6丁目6番地
さいたま市立桜図書館	さいたま市桜区道場4丁目3番1号
さいたま市立片柳図書館	さいたま市見沼区染谷3丁目147番地1
さいたま市立与野南図書館	さいたま市中央区

	大戸6丁目28番16号
さいたま市立北図書館	さいたま市北区宮原町1丁目852番地1
さいたま市立武蔵浦和図書館	さいたま市南区別所7丁目20番1号

2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
さいたま市立大宮西部図書館三橋分館	さいたま市西区三橋6丁目642番地4
さいたま市立与野図書館西分館	さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号
さいたま市立桜図書館大久保東分館	さいたま市桜区大字大久保領家131番地6

(一部改正〔平成14年条例21号・67号・16年18号・63号・17年53号・202号・214号・18年63号・19年10号・23年21号〕)

(事業)

第3条 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 法第3条に掲げる事業に関すること。
- (2) 図書館の施設の利用に関すること。

(職員)

第4条 図書館に館長その他の職員を置く。

(一部改正〔平成19年条例10号〕)

第2章 図書館の利用

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) さいたま市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）
ア 毎月第1月曜日及び第3月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌々日（祝日法による休日に当たる日を除く。）
イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
ウ 特別整理期間（8日以内）
- (2) さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）、さいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）、さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）、さいたま市立桜木図書館（以下「桜木図書館」という。）、さいたま市立岩槻駅東口図書館（以下「岩槻駅東口図書館」という。）、さいたま市立岩槻図書館（以下「岩槻図書館」という。）、さいたま市立北図書館（以下「北図書館」という。）及びさいたま市立武蔵浦和図書館（以下「武蔵浦和図書館」という。）
ア 月曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌々日（祝日法による休日に当たる日を除く。）
イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
ウ 特別整理期間（8日以内）
- (3) さいたま市立大宮東図書館（以下「大宮東図書館」という。）、さいたま市立七里図書館（以下「七里図書館」という。）、さいたま市立宮原図書館（以下「宮原図書館」という。）、さいたま市立馬宮図書館（以下「馬宮図書館」という。）、さいたま市立岩槻図書館（以下「岩槻図書館」という。）、さいたま市立岩槻東部図書館（以下「岩槻東部図書館」という。）、さいたま市立片柳図書館（以下「片柳図書館」という。）、さいたま市立与野南図書館（以下「与野南図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館三橋分館（以下「大宮西部図書館三橋分館」という。）、さいたま市立与野図書館西分館（以下「与野図書館西分館」という。）及びさいたま市立桜図書館大久保東分館（以下「桜図書館大久保東分館」という。）
ア 火曜日（祝日法による休日に当たるときは、その翌日（祝日法による休日に当たる日を除く。）

さいたま市図書館条例

イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
ウ 特別整理期間（8日以内）

2 前項の規定にかかわらず、市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（一部改正〔平成16年条例18号・63号・17年53号・214号・19年10号・23年21号〕）

（利用時間）

第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 中央図書館 午前9時から午後9時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、午後6時)まで

(2) 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館、北図書館及び武蔵浦和図書館 午前9時から午後8時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮図書館のこども室及びAV鑑賞室の利用については午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時)まで

(3) 大宮東図書館、七里図書館、宮原図書館、馬宮図書館、岩槻図書館、岩槻東部図書館、片柳図書館、与野南図書館、大宮西部図書館三橋分館、与野図書館西分館及び桜図書館大久保東分館 午前9時から午後6時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、午後5時)まで

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を臨時に変更することができる。

（一部改正〔平成14年条例21号・16年18号・63号・17年53号・202号・214号・19年10号・23年21号〕）

（利用の資格）

第7条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
(2) 広域利用に関する協定書を締結している市又は町に居住している者
(3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が臨時に必要なと認める者

2 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、市内の機関又は団体とする。

（貸出し）

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者カードの交付を受けなければならない。

（利用の制限等）

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。

(1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

（譲渡等の禁止）

第10条 利用者カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

2 利用者カードが登録者以外によって利用され、損害が生じたときは、当該登録者がその責めを負うものとする。

（損害賠償等の義務）

第11条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 図書館資料を損傷し、又は滅失した者は、現品又は委員会が指定する資料をもって弁償しなければならない。

（移動図書館等）

第12条 図書館から市内を巡回し、図書館資料の貸出し等を行うため、図書館に移動図書館を置く。

2 図書館資料を広く市民の利用に供するため、市内に配本所を置くことができる。

3 移動図書館及び配本所の巡回日又は開室日等については、委員

会が別に定める。

（準用）

第13条 第7条から第11条までの規定は、移動図書館及び配本所における図書館資料の利用について準用する。

（一部改正〔平成16年条例18号〕）

第3章 文化施設

（文化施設の種類の）

第14条 図書館及び分館に、次のとおり文化施設を置く。

図書館及び分館	文化施設
大宮図書館	会議室 視聴覚ホール 展示ホール
大宮西部図書館	会議室 視聴覚ホール ギャラリー
大宮東図書館	会議室
春野図書館	会議室
与野図書館	視聴覚ホール 展示コーナー
与野南図書館	集会室 展示コーナー
与野図書館西分館	集会室

（一部改正〔平成19年条例10号〕）

（利用）

第15条 文化施設は、市民の教養の向上を図るため必要があると認めるときは、これを市民の利用に供することができる。

2 文化施設を利用できるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれらに準ずる団体とする。

（利用の許可）

第16条 文化施設を利用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更し、又は取り消す場合も同様とする。

（利用の制限等）

第17条 文化施設を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、当該利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用を制限することができる。

(1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
(3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。
(4) この条例の規定に違反したとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第18条 文化施設の利用の許可を受けたものは、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用料）

第19条 大宮図書館展示ホールの使用料は、3,450円とする。

2 大宮図書館展示ホールの利用許可を受けたものは、前項の使用料を前納するものとする。

（使用料の減免）

第20条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第21条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 図書館協議会

（図書館協議会の設置）

第22条 法第14条第1項の規定に基づき、さいたま市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者
(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

さいたま市図書館条例 さいたま市図書館条例施行規則

- (3) 学識経験を有する者
3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(一部改正〔平成24年条例9号〕)

第5章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浦和市図書館条例(昭和48年浦和市条例第45号)、大宮市図書館条例(昭和47年大宮市条例第22号。以下「合併前の大宮市条例」という。)若しくは与野市図書館設置条例(昭和45年与野市条例第39号)又は浦和市図書館管理運営規則(昭和48年浦和市教育委員会規則第10号)、大宮市図書館運営規則(昭和62年大宮市教育委員会規則第6号)若しくは与野市図書館管理運営規則(昭和46年与野市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお合併前の大宮市条例の例による。
(岩槻市の編入に伴う経過措置)
- 4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市立図書館運営規則(昭和53年岩槻市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(追加〔平成17年条例53号〕)
附 則(平成14年3月27日条例第21号)
この条例は、平成14年7月1日から施行する。
附 則(平成14年12月26日条例第67号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。
附 則(平成16年3月26日条例第18号)
この条例中第1条の規定は平成16年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。
附 則(平成16年12月27日条例第63号)
この条例は、平成17年7月5日から施行する。
附 則(平成17年3月25日条例第53号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例(平成16年さいたま市条例第63号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成17年10月13日条例第202号)
この条例は、平成20年5月1日から施行する。
附 則(平成17年12月21日条例第214号)
この条例は、平成18年5月1日から施行する。
附 則(平成18年12月22日条例第63号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成19年3月15日条例第10号)
(施行期日)
- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成19年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年9月3日から、第3条及び附則第4項の規定は同年11月29日から施行する。
(さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例(平成17年さいたま市条例第202号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 3 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 4 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部を次のよ

うに改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年7月5日条例第21号)

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月2日条例第34号)

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は平成25年1月4日から施行する。

○さいたま市図書館条例施行規則

平成13年5月1日
教育委員会規則第28号

- 改正 平成14年6月5日教委規則第14号
平成15年3月27日教委規則第14号
平成16年6月30日教委規則第11号
平成17年3月28日教委規則第13号
平成17年6月30日教委規則第23号
平成18年3月27日教委規則第8号
平成19年3月27日教委規則第10号
平成19年8月28日教委規則第13号
平成20年3月27日教委規則第5号
平成21年12月28日教委規則第9号
平成22年3月31日教委規則第6号
平成24年3月27日教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館の種類)

第2条 さいたま市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)は、すべての図書館を統括する。

2 次に掲げる図書館は、拠点図書館とする。

- (1) さいたま市立北浦和図書館(以下「北浦和図書館」という。)
(2) さいたま市立南浦和図書館(以下「南浦和図書館」という。)
(3) さいたま市立東浦和図書館(以下「東浦和図書館」という。)
(4) さいたま市立大宮図書館(以下「大宮図書館」という。)
(5) さいたま市立大宮西部図書館(以下「大宮西部図書館」という。)
(6) さいたま市立春野図書館(以下「春野図書館」という。)
(7) さいたま市立与野図書館(以下「与野図書館」という。)
(8) さいたま市立岩槻図書館(以下「岩槻図書館」という。)
(9) さいたま市立桜図書館(以下「桜図書館」という。)
(10) さいたま市立北国図書館(以下「北国図書館」という。)

3 次に掲げる図書館は、地区図書館とする。

- (1) さいたま市立大宮東図書館(以下「大宮東図書館」という。)
(2) さいたま市立七里図書館(以下「七里図書館」という。)
(3) さいたま市立宮原図書館(以下「宮原図書館」という。)
(4) さいたま市立馬宮図書館(以下「馬宮図書館」という。)
(5) さいたま市立桜木図書館(以下「桜木図書館」という。)
(6) さいたま市立岩槻駅東口図書館(以下「岩槻駅東口図書館」という。)
(7) さいたま市立岩槻東部図書館(以下「岩槻東部図書館」という。)
(8) さいたま市立片柳図書館(以下「片柳図書館」という。)
(9) さいたま市立与野南図書館(以下「与野南図書館」という。)

4 別表の左欄に掲げる拠点図書館は、同表の右欄に掲げる地区図書館及び分館を所管する。

(追加〔平成19年教委規則13号〕、一部改正〔平成20年教委規則5号〕)

(所掌事務)

第3条 中央図書館、北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、大宮東図書館、春野図書館、七里図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻図書館、岩槻駅東

さいたま市図書館条例施行規則

口図書館、桜図書館、片柳図書館及び北図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の整備計画に関すること。(中央図書館に限る。)
- (2) 図書館の開設に関すること。(中央図書館に限る。)
- (3) さいたま市図書館協議会に関すること。(中央図書館に限る。)
- (4) 電子計算機の運用に関すること。(中央図書館に限る。)
- (5) 図書館間の連絡調整に関すること。(中央図書館及び拠点図書館に限る。)
- (6) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (7) 図書館関係団体に関すること。
- (8) 文化施設の利用に関すること。(大宮図書館、大宮西部図書館、大宮東図書館、春野図書館及び与野図書館に限る。)
- (9) 図書館統計及び広報に関すること。
- (10) 図書館資料の収集、選択、整理、保存及び廃棄に関すること。
- (11) 郷土資料及び地方行政資料に関すること。
- (12) 寄贈及び寄託資料の受入及び保管に関すること。
- (13) 図書館資料の利用、参考調査及び相談業務に関すること。
- (14) 移動図書館に関すること。(大宮西部図書館に限る。)
- (15) 配本所に関すること。(大宮西部図書館に限る。)
- (16) 児童青少年奉仕並びに学校との連絡及び協力に関すること。
- (17) 障害者奉仕に関すること。
- (18) 団体貸出しの運用に関すること。
- (19) 集会及び文化活動の企画及び開催に関すること。
- (20) 読書の普及及び援助に関すること。
- (21) さいたま市立視聴覚ライブラリーに関すること。(北図書館に限る。)
- (22) 視聴覚教育の調査研究及び教材作成に関すること。(北図書館に限る。)
- (23) 宮原図書館の管理運営に関すること。(北図書館に限る。)
- (24) 馬宮図書館及びさいたま市立大宮西部図書館三橋分館(以下「大宮西部図書館三橋分館」という。)の管理運営に関すること。(大宮西部図書館に限る。)
- (25) 岩槻東部図書館の管理運営に関すること。(岩槻図書館に限る。)
- (26) 与野南図書館及びさいたま市立与野図書館西分館(以下「与野図書館西分館」という。)の管理運営に関すること。(与野図書館に限る。)
- (27) さいたま市立桜図書館大久保東分館(以下「桜図書館大久保東分館」という。)の管理運営に関すること。(桜図書館に限る。)
- (28) その他図書館業務に関すること。

(調査相談業務)

第4条 図書館は、利用者の学習、研究、相談等を援助するため図書館資料及び機能を活用し、積極的に調査相談業務を行う。

(一部改正〔平成19年教委規則13号〕)

(課及び係の設置)

第5条 中央図書館に次の課及び係を置く。

- (1) 管理課
 - ア 管理係
 - イ 企画・調査係
- (2) 資料サービス課
 - ア 資料整理係
 - イ 調査相談係
 - ウ 利用サービス係
 - エ 児童サービス係

2 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、岩槻図書館、桜図書館及び北図書館に次の係を置く。

- (1) 資料案内係
 - (2) 児童・地域係
- (追加〔平成19年教委規則10号〕、一部改正〔平成19年教委規則13号・20年5号・22年6号・24年9号〕)

(図書館所蔵資料の複製)

第6条 図書館で所蔵する資料(電子情報を含む。)の複製物の提

供は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1号の規定により行う。ただし、市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要であると認めるときは、複製を制限することができる。

2 前項に規定する複製の料金は、委員会が別に定める。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号・21年9号〕)

(貸出しの手続)

第7条 条例第8条の規定による利用者カードの交付の申請は、貸出登録申請書を、委員会に提出することにより行うものとする。この場合において、個人の申請については、居住を証明する書類を添えなければならない。

2 利用者が虚偽の申請により利用者カードの交付を受けたときは、委員会は登録を取り消すことができる。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号・21年9号〕)

(有効期限)

第8条 利用者カードの有効期限は、個人貸出しについては、発行日から起算して1年とし、団体貸出しについては、発行日からその日の属する会計年度の末日までとする。

2 利用者カードは、更新の申請により、有効期間を延長することができる。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号〕)

(届出)

第9条 利用者が利用者カードを紛失したとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号〕)

(貸出しの点数及び期間)

第10条 すべての図書館で同時に借り受けられる図書館資料は、個人貸出しについては1人30点以内でその期間は14日以内とし、団体貸出しについては1団体100点以内でその期間は2月以内とする。ただし、学校については1,000点以内でその期間は1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、移動図書館及び配本所で借り受けられる図書館資料の点数及び期間は、委員会が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、これを別に定めることができる。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号・21年9号〕)

(貸出しの停止)

第11条 利用者が利用者カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、若しくは不正に使用した場合又は図書館資料の貸出しを受けた者が返納を怠り、督促をしても返納に応じない場合は、委員会は、別に定めるところにより、一定の期間貸出しを停止することができる。

(追加〔平成19年教委規則10号〕、一部改正〔平成19年教委規則13号・21年9号〕)

(利用の手続)

第12条 文化施設の利用の許可を受けようとする者は、次の表の期間内に文化施設利用申請書(以下「申請書」という。)を委員会に提出し、許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更し、又は取り消す場合も同様とする。

施設名	申請期間
会議室	利用日前2月から前7日まで
視聴覚ホール	利用日前2月から前7日まで
展示ホール	利用日前6月から前7日まで
ギャラリー	利用日前6月から前7日まで
展示コーナー	利用日前2月から前7日まで
集会室	利用日前2月から前7日まで

2 委員会は、前項の申請書が提出され利用を許可したときは、文化施設利用許可書を当該申請者に交付する。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号〕)

(使用料の減免)

第13条 条例第20条の規定により使用料の減免を受けようとするときは、文化施設使用料減免申請書を委員会に提出し、許可を受けなければならない。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号〕)

(寄贈及び寄託)

第14条 委員会は、図書館資料の寄贈及び寄託を受け、図書館サービスの利用に供することができる。

2 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、寄贈申込書又は寄託申込書を委員会に提出するものとする。

3 委員会は、図書館に図書館資料を寄贈又は寄託した者に対し、

さいたま市図書館条例施行規則 さいたま市図書館協議会規則

受領書を交付することができる。

- 4 委員会は、寄託資料が予測できない事情により受けた損害についてはその責めを負わないものとする。

(一部改正〔平成19年教委規則10号・13号〕)

(委任)

- 第15条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て、館長が定める。

(一部改正〔平成15年教委規則14号・19年10号・13号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浦和市図書館管理運営規則(昭和48年浦和市教育委員会規則第10号)、大宮市図書館運営規則(昭和62年大宮市教育委員会規則第6号。以下「合併前の大宮市規則」という。)又は与野市図書館管理運営規則(昭和46年与野市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお合併前の大宮市規則の例による。
- (岩槻市の編入に伴う経過措置)
- 4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市立図書館運営規則(昭和53年岩槻市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年教委規則13号〕)

附 則(平成14年6月5日教委規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。
- (さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成15年3月27日教委規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月30日教委規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- (さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市教育委員会公印規則の一部改正)

- 3 さいたま市教育委員会公印規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年3月28日教委規則第13号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日教委規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年7月5日から施行する。
- (さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市教育委員会公印規則の一部改正)

- 3 さいたま市教育委員会公印規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月27日教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。
- (さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市教育委員会公印規則の一部改正)

- 3 さいたま市教育委員会公印規則(平成13年さいたま市教育委員

会規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成19年3月27日教委規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年8月28日教委規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び附則第2項の規定は平成19年9月3日から、第2条及び附則第3項から附則第5項までの規定は平成19年11月29日から施行する。

(さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

- 2 さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成15年さいたま市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

- 3 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市教育委員会公印規則の一部改正)

- 4 さいたま市教育委員会公印規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(さいたま市図書館協議会規則の一部改正)

- 5 さいたま市図書館協議会規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年3月27日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日教委規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市図書館条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の貸出しについて適用し、施行日前の貸出しについては、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日教委規則第6号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日教委規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(追加〔平成19年教委規則13号〕、一部改正〔平成20年教委規則5号〕)

拠点図書館	地区図書館及び分館
大宮図書館	桜木図書館
大宮西部図書館	馬宮図書館 大宮西部図書館三橋分館
春野図書館	大宮東図書館 七里図書館 片柳図書館
与野図書館	与野南図書館 与野図書館西分館
岩槻図書館	岩槻駅東口図書館 岩槻東部図書館
桜図書館	桜図書館大久保東分館
北図書館	宮原図書館

○さいたま市図書館協議会規則

平成13年5月1日
教育委員会規則第29号

改正 平成19年8月28日教委規則第13号

(趣旨)

- 第1条** この規則は、さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号)第23条の規定に基づき、さいたま市図書館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条** 協議会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互

さいたま市図書館協議会規則、さいたま市立視聴覚ライブラリー条例

選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、図書館の職員を会議に出席させることができる。

(一部改正〔平成19年教委規則13号〕)

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、中央図書館において処理する。

(一部改正〔平成19年教委規則13号〕)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成19年8月28日教委規則第13号抄）

(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び附則第2項の規定は平成19年9月3日から、第2条及び附則第3項から附則第5項までの規定は平成19年11月29日から施行する。

○さいたま市立視聴覚ライブラリー条例

〔平成13年5月1日
条例第124号〕

改正 平成14年12月26日条例第67号
平成16年3月26日条例第19号
平成17年3月25日条例第54号
平成20年3月18日条例第8号
平成24年3月21日条例第10号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、さいたま市立視聴覚ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）をさいたま市北区宮原町1丁目852番地1に設置する。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(事業)

第2条 ライブラリーは、次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教育の奨励に関すること。
- (2) 視聴覚教材及び機材（以下「教材等」という。）の整備及び貸出しに関すること。
- (3) 視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び周知に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的にふさわしい事業に関すること。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(職員)

第3条 ライブラリーに館長及びその他の職員を置く。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(休館日)

第4条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌々日（祝日法による休日に当たる日を除く。))
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日ま

で

(3) 特別整理期間（8日以内）

- 2 前項の規定にかかわらず、市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(一部改正〔平成16年条例19号・20年8号・24年10号〕)

(利用時間)

第5条 ライブラリーの利用時間は、午前9時から午後8時（日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは午後6時）までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(一部改正〔平成16年条例19号・17年54号・20年8号〕)

(利用の資格)

第6条 教材等の貸出しを受けることができるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれに準じる団体とする。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(利用の手続)

第7条 ライブラリーを利用しようとするものは、あらかじめ委員会の定める手続によらなければならない。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(利用目的の制限)

第8条 教材等は、営利を目的として利用してはならない。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失により教材等を破損し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(視聴覚ライブラリー運営委員会)

第10条 ライブラリーにさいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、ライブラリーの運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、ライブラリーの行う事業につき、館長に意見を述べるものとする。

3 運営委員会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成20年条例8号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例（昭和43年浦和市条例第35号）、大宮市立視聴覚ライブラリー設置条例（昭和47年大宮市条例第23号）又は与野市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例（昭和53年与野市条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例（昭和51年岩槻市条例第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例54号〕)

附 則（平成14年12月26日条例第67号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第19号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第54号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日条例第8号）

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○さいたま市立視聴覚ライブラリー 条例施行規則

平成13年5月1日
教育委員会規則第30号

改正 平成20年3月27日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市立視聴覚ライブラリー条例(平成13年さいたま市条例第124号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成20年教委規則5号〕)

(職務)

第2条 さいたま市立視聴覚ライブラリー(以下「ライブラリー」という。)の館長(以下「館長」という。)は、上司の命を受け、ライブラリーの所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

2 館長以外の職員は、上司の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(一部改正〔平成20年教委規則5号〕)

(貸出しの期間及び点数)

第3条 視聴覚教材及び機材の貸出しの期間及び点数は、次のとおりとする。ただし、市教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

教材・機材	期間	点数
映画フィルム 録音・録画資料	5日以内	1回6点以内
映写機及び附属品	5日以内	1回1式

(委員長及び副委員長)

第4条 条例第11条に規定するさいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会(以下「運営委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成20年教委規則5号〕)

(運営委員会の会議)

第5条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、館長の諮問に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、必要があると認めるときは、ライブラリーの職員を会議に出席させることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、あらかじめ教育長の承認を得て、館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市視聴覚ライブラリー管理運営規則(昭和50年浦和市教育委員会規則第3号)、大宮市立視聴覚ライブラリー運営委員会規則(昭和48年大宮市教育委員会規則第6号)又は与野市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例施行規則(昭和53年与野市教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月27日教委規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。

●さいたま市図書館協議会の委員公 募実施要綱

制定 平成13年8月8日

施行 平成13年8月10日

最新改正 平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の公募について、必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 委員の公募は、市報に募集記事を掲載することにより行うものとする。

2 前項の募集記事には、職務内容、応募資格、募集人員、任期、応募方法等所要の事項を記載するものとする。

(職務内容)

第3条 委員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 館長の諮問に応じ、図書館の運営について協議すること。

(2) 図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べること。

(応募資格)

第4条 委員に応募できる者は、原則として次のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市に在住、在勤、又は在学する20才以上の者

(2) さいたま市図書館条例(平成13年さいたま市条例第123号。以下「条例」という。)第22条第2項各号のいずれかに該当する者

(3) 応募日現在において、本市の附属機関等の委員となっていない者

(応募人員)

第5条 委員の募集人員は、3名とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、条例第22条第3項及び第4項のとおりとする。

(応募方法)

第7条 委員の応募方法は、履歴書及び指定するテーマの小論文を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館協議会委員候補 選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市教育委員会が公募する、さいたま市図書館協議会(以下「協議会」という。)委員候補の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 協議会委員候補(以下「委員候補」という。)の選考の対象となる者は、さいたま市図書館協議会の委員公募実施要綱に基づき、応募のあった者とする。

(さいたま市図書館協議会委員候補選考委員会)

第3条 委員候補の選考に関し、さいたま市図書館協議会委員候補選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、委員長および委員で組織する。

3 委員長は、中央図書館長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、中央図書館副館長、北浦和図書館長、大宮図書館長、大宮西部図書館長、与野図書館長、岩槻図書館長及び桜図書館長の職にある者をもって充てる。

5 選考委員会は委員長が招集し、会議を主宰する。

(委員候補の選考)

第4条 委員候補の選考は、小論文、書類により総合的に行う。

2 委員長は、選考の結果を、教育長に報告するものとする。

3 選考の結果は、応募者全員に通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

●さいたま市図書館資料取扱要領

制定 平成21年12月24日

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館資料(以下「資料」という)の収集、保存、除籍の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の収集)

第2条 資料の収集については、次のとおりとする。

(1) 資料収集の基本方針

ア さいたま市図書館は図書館法(昭和25年法律第118号)の理念に基づき、市民の文化・教養・調査研究・レクリエーション・生活情報等に資するための資料を、幅広く収集する。

イ さいたま市図書館は、基本的な人権の一つである市民の「知る自由」を保障し、その生涯にわたる学習を支援する機関であることを念頭に置き、そのために役立つ資料を収集する。

ウ さいたま市図書館は、市民からの多様な資料要求にこたえるため、常に社会の動向に注意をはらい、市民の潜在的な要求にも配慮しながら、自由で公正な資料を収集する。

エ 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)の精神に基づき、次の点に留意する。また、収集した資料がどのような思想や主張をもっているようにも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

(ア) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(2) 収集資料の種類

ア 図書(一般図書、児童図書、青少年資料、参考図書、外国語資料)

イ 逐次刊行物

ウ 官公庁出版物

エ 地域資料・行政資料

オ 障害者用資料

カ 視聴覚資料

キ 電子資料

ク その他

(3) 収集資料の範囲

ア 収集する資料は全分野にわたり、基本的なものから専門的なものまで、幅広く収集する。

(4) 資料別選択基準

資料の種類別選択基準は、次のとおりとする。

ア 一般図書

(ア) 市民の多様な要望にこたえ、教養を深め、課題の解決に役立つ資料を幅広い主題分野から選択する。

(イ) 学習参考書・各種問題集・コミック等は、原則として選択の対象としない。

イ 児童図書

(ア) 読書の喜びや楽しみを発見する読みものを選択する。

(イ) 正しい知識をわかりやすく説明した知識の本を選択する。

(ウ) 児童の要求や能力に合致し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を選択する。

(エ) 原作に近いものを中心に選択する。

(オ) 親と子のふれあいに有益な絵本を選択する。

(カ) さいたま市ゆかりの児童書を選択する。

(キ) 学習参考書・各種問題集・コミック等は、原則として選択の対象としない。

ウ 青少年資料

(ア) 中学生以上の十代の資料要求や理解力に即し、感性や知性を豊かにする資料を選択する。

(イ) 図書・雑誌・視聴覚資料から幅広く選択する。

(ウ) 学習参考書・各種問題集・コミック等は、原則として選択の対象としない。

エ 参考図書

(ア) 市民の知的欲求や、情報要求を把握して、多角的な資料構成となるよう選択する。

(イ) 各分野にわたる基本的な参考図書を系統的に選択する。

(ウ) 図書・逐次刊行物・電子資料等から幅広く選択する。

オ 外国語資料

(ア) 多文化サービス充実のために、多様な言語による資料を適宜選択の対象とする。

カ 逐次刊行物

(ア) 主題ごとのバランスを配慮し、広範な分野から選択する。

キ 官公庁出版物

(ア) 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを選択する。

(イ) 地方公共団体その他公的諸機関が発行する資料は、必要度の高いものを選択する。

ク 地域資料・行政資料

(ア) 別途「さいたま市図書館地域資料収集方針」(平成21年4月1日施行)に定める。

ケ 障害者用資料

(ア) 図書館利用に支障のある人々へのサービスのため、録音資料、大活字本、字幕付き映像資料等、適切な形態の資料を選択する。

コ 視聴覚資料

(ア) 広範囲な主題から選択する。

(イ) メディアの特性を生かした音声資料、映像資料を適宜選択する。

(ウ) 選択に当たっては、各種音楽・映像情報を参照する。

サ 電子資料

(ア) 各種電子資料を適宜選択する。

(イ) コンピュータネットワークを利用した各種データベースの活用を図る。

シ その他

(ア) マイクロフィルム、パンフレット、リーフレット等も必要に応じて選択の対象とする。

(5) 資料収集の分担

収集した資料を市全体で共有し、その有効で効率的な運用を図るため、中央図書館、拠点図書館、地区図書館で収集の分担を行う。

ア 中央図書館においては、全市民的総合サービスの拠点として、資料を網羅的に収集する。特に基本図書、専門図書、参考図書、行政資料は重点を置き充実に努める。

イ 拠点図書館においては、行政区を中心とした地域住民の総合的サービスの窓口として、資料を網羅的に収集するとともに、地域の特色に応じた分野について、資料収集の分担を行う。

ウ 地区図書館においては、その地域住民の最も身近な貸出しサービスの窓口として、一般図書・児童書・逐次刊行物・視聴覚資料を中心に、市民生活に役立つ資料を収集する。また、必要に応じて、資料収集の分担を行う。

エ 資料収集の分担の詳細については、別に定める。

(6) 収集資料の選択

収集資料の選択は次のとおりとする。

ア 資料の選択は、見計らい方式による現物選定を中心とし、中央図書館、拠点図書館および地区図書館の担当職員で構成する資料選定会議において選択する。

イ 資料の選択にあたっては、見計らい方式だけでなく、各種出版情報誌、新聞・雑誌等の書評、パンフレット等、あらゆる出版情報を参考にして選択するものとする。

ウ 選択した資料の決定は、中央図書館においては資料サービス課長、その他の館においては拠点図書館長が行う。

エ 資料選定会議の詳細については、別に定める。

(資料の保存)

さいたま市図書館資料取扱要領、さいたま市図書館図書資料収集・保存分担基準

第3条 資料の保存については、次のとおりとする。

(1) 資料保存の基本方針

収集した資料は、市民の将来にわたる利用に備えるとともに、すぐれた出版文化を継承するため、その保存に努める。保存は中央図書館で行うものとするが、拠点図書館でも一部保存を分担するものとする。

(2) 資料保存の基準は、次のとおりとする。

- ア 各分野の古典として評価されており、将来も利用が予測されるもの。
- イ 基本的な理論書として評価され、基礎的なデータ・内容が信頼されるもの。
- ウ 歴史的な内容を持ち、保存によって史的な価値が見込まれる資料。
- エ 該当分野に類書が少なく、絶版等で買い替えができないもの。
- オ さいたま市に関係した資料。
- カ 市内で1点だけのもののうち、保存の必要のあるもの。

(3) 保存分担の詳細については、別に定める。

(資料の除籍)

第4条 資料の除籍については次のとおりとする。

(1) 資料除籍の基本方針

収集した資料は、その新陳代謝を図り、常に新鮮で魅力のある蔵書構成を維持し、その適正化を図るため、必要に応じて除籍を行う。

(2) 資料除籍の基準は、次のとおりとする。

- ア 汚破損が著しく、補修が困難なもの。
- イ 時間的経過や社会の諸事情の変化によって、資料的価値が低下し、他に代わるべき資料のあるもの。
- ウ 改版等の出版により、内容・データが更新され、不用と判断されるもの。
- エ 利用頻度の低下した複本。
- オ 蔵書点検等で不明確認後、一定期間経過したもの。
- カ 災害、その他やむを得ない事由により、回収不可能となったもの。
- キ 貸出資料のうち、督促等を行ったのち、一定期間を経過しても回収不可能なもの。
- ク その他、出版事情・蔵書構成・利用の需要および資料の保存価値等を総合的に判断し、保存する必要が無いと認められるもの。

(3) 除籍資料の選定

除籍資料の選定は、担当職員の合議により行い、中央図書館においては資料サービス課長、その他の館においては拠点図書館長が決定する。

(4) 除籍資料の処分

- ア 資料の処分は除籍手続き終了後行う。
- イ 除籍資料はリサイクル資料として活用する方法で処分することができる。

(寄贈資料)

第5条 寄贈資料の取扱については、次のとおりとする。

- (1) 資料の寄贈は、購入資料との関連性を考慮し、必要と認められたものを受け入れる。
 - (2) 寄贈資料の取扱いについては、この要綱を準用するものとする。
- (委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、中央図書館長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 さいたま市図書館資料の収集・選択に関する基準(平成14年4月制定)、さいたま市図書館資料の除籍・保存に関する基準(平成14年4月制定)は廃止する。

●さいたま市図書館図書資料収集・保存分担基準

さいたま市図書館は、「さいたま市図書館資料取扱要領」に基づき収集した図書資料について、次のとおり収集分担及び保存分担を

行う。

1 収集分担

さいたま市図書館では、各区の区長マニフェストをふまえ、各館の規模、地域の特色に応じて次のとおり図書資料の収集分担を行う。地域資料の収集分担については、別途「さいたま市図書館地域資料収集方針」によるものとする。

(1) 中央図書館

さいたま市の中心館として、各分野にわたり網羅的に収集を行う。

次の分野は、特に重点的に収集する。

- ア 参考図書
- イ 各分野の専門図書(他館の分担収集分野は除く)
- ウ 支援サービス
 - (ア) ビジネス
 - (イ) 科学技術
 - (ウ) 医療
 - (エ) 法律
 - (オ) 外国語

エ 図書館

オ さいたま市ゆかりの児童文学

(2) 拠点図書館

館の所在する区の区長マニフェスト、及び地域の歴史、特性等をふまえ、特色ある蔵書構成となるよう、特定のテーマのものを重点的に収集する。

ア 北浦和図書館

- (ア) 児童文学研究
 - (イ) うなぎ……浦和の伝統産業うなぎ関連
 - (ウ) サツマイモ……浦和の紅赤関連

イ 南浦和図書館

- (ア) 家族問題

ウ 東浦和図書館

- (ア) スポーツ……埼玉スタジアム、サッカー関連

エ 大宮図書館

- (ア) 短歌……大西民子の関連
- (イ) 神道……氷川神社の関連

オ 大宮西部図書館

- (ア) 交通・運輸……鉄道博物館の関連(旅行、地理、地誌を含む)

カ 春野図書館

- (ア) 自然保護

キ 与野図書館

- (ア) バラ……旧与野市の市の花「バラ」の関連

ク 岩槻図書館

- (ア) 日本人形……岩槻人形の関連

ケ 桜図書館

- (ア) 川……荒川の関連
- (イ) サクラソウ及び桜

コ 北図書館

- (ア) 芸術……芸術創造・ユーモアスクエアの関連
- (イ) 盆栽……盆栽村の関連

(3) 地区図書館

さいたま市図書館全体の中に位置づける収集分担は行わないが、その設置図書館周辺地区の特色、住民の要望等をふまえ、独自の収集を行う。

例) 大宮東図書館……隣接武道館の関連で武道

馬宮図書館……花

桜木図書館……ビジネス街の立地からビジネス

2 保存分担

さいたま市図書館の図書資料は、次のとおり保存分担を行う。地域資料の保存分担については、別途「さいたま市図書館地域資料収集方針」によるものとする。

ア 中央図書館

- (ア) 支援サービスに関連して、総記、社会科学、自然科学、工学、産業、語学、外国語
- (イ) 短歌、小説、随筆以外の文学
- (ウ) 大活字本
- (エ) さいたま市ゆかりの児童文学

イ 北浦和図書館

- (ア) 収集分担の分野である、児童文学研究、うなぎ、サツマイモ

- (4) 児童図書
ウ 東浦和図書館
(7) 収集分担の分野である、スポーツ
エ 大宮図書館
(7) 収集分担の分野である、短歌、神道
(4) 外国の小説、外国の随筆
オ 大宮西部図書館
(7) 収集分担の分野である、交通・運輸、地理
(4) 中央図書館の補完として、人文科学関係（哲学、歴史）
(9) 日本の小説、日本の随筆
カ 岩槻図書館
(7) 収集分担の分野である、日本人形
(4) 岩槻城の関連で城郭
キ 桜図書館
(7) 収集分担の分野である、川、サクラソウ、桜
ク 北図書館
(7) 収集分担の分野である、芸術、盆栽
3 その他
この基準に定めるもののほか、図書の収集・保存分担に関する事項については館長会議で決定する。
4 施行期日
この基準は平成22年4月1日より施行する。

図書館名	収集分担	NDC	保存分担	NDC
中央図書館	参考図書		総記	0類
	ビジネス	336・337	社会科学	3類
	科学技術	5類	自然科学	4類
	医療	493・496	工学	5類
	法律	32△	産業	6類
	外国語		語学	8類
	図書館	01△	文学	9類
			外国語	9類
			大活字本	
		さいたま市ゆかりの児童文学		さいたま市ゆかりの児童文学
北浦和図書館	児童文学研究	909	児童文学研究	909
	うなぎ		うなぎ	
	ザツマイモ		ザツマイモ	
	児童図書		児童図書	
南浦和図書館	家族問題	367.3		
東浦和図書館	スポーツ	78△	スポーツ	78△
大宮図書館	短歌	911.1	短歌	911.1
	神道	17△	神道	17△
			外国の小説随筆	
大宮西部図書館	交通・運輸	68△	交通・運輸	68△
	地理	29△	地理	29△
			哲学	1類
			歴史	2類
			日本の小説随筆	
香野図書館	自然保護	519.3		
与野図書館	バラ	627.7		
岩槻図書館	日本人形		日本人形	
			城郭	
桜図書館	川	517	川	517
	サクラソウ 桜		サクラソウ 桜	
北図書館	芸術	7類	芸術	7類
		(人形 スポーツ類)		(人形 スポーツ類)
	盆栽	627.8	盆栽	627.8

*参考資料、白書、年鑑等の保存はそれぞれの分野の分担館で保存する

●さいたま市図書館地域資料収集方針

施行 平成21年4月1日

この方針は、「さいたま市図書館 資料の収集・選択に関する基準」に準拠して、市民の地域情報の要求に応え、また地域資料を次世代へ継承すべき地域固有の資料として、収集・活用・保存するために必要な事項を定めるものとする。

1 地域資料の定義

- さいたま市図書館では、地域で発生するあらゆる資料を「地域資料」として扱う。行政資料、郷土の歴史・民俗資料、生活情報などである。

2 収集

2-1 収集範囲

- 下記の資料は積極的に収集する。

- さいたま市に関する内容の資料
- さいたま市出身者・在住者の著作及び人物に関する資料
- 埼玉県及び県内市町村に関する資料

2-2 収集対象

- 刊行物を主とし、録音資料・映像資料・電子資料等、必要に応じて収集する。

2-3 収集方法

- 市販される資料は極力購入に努める。
- さいたま市の行政機関・教育機関が発行した資料は、各機関に対し発行後速やかに寄贈を依頼する。また図書館としても積極的に収集に努める。
- 市民、団体からの寄贈資料についても積極的に収集する。
- 入手できない資料は著作権法等に配慮した上で、可能なら複写で入手する。

2-4 収集分担

- 中央図書館は、さいたま市全域及び埼玉県・県内市町村に関する資料を収集する。
- さいたま市の各区・各地域については収集の責任分担を決める。

2-4-1 各区の資料

- 収集分担館は、次の通り定める。便宜上、区役所と連絡のよい館を担当館とする。

西区：馬宮図書館

北区：北図書館

大宮区：大宮図書館

見沼区：大宮東図書館

中央区：与野図書館

桜区：桜図書館

浦和区：北浦和図書館

南区：南浦和図書館

緑区：東浦和図書館

岩槻区：岩槻図書館

2-4-2 各地域の資料

- 収集分担館は、次の通り定める。

浦和：北浦和図書館

大宮：大宮図書館

与野：与野図書館

岩槻：岩槻図書館

2-5 収集部数

- さいたま市の発行物は、7部以上収集する。
- 分配の優先順位と部数は次のとおりとする。ただし、特定地域に関連した内容の資料や部数が少ない資料は、利用が見込まれる館や収集分担館と調整して配付部数を決定する。

1. 中央図書館（3部）

2. 北浦和図書館（1部）

大宮図書館（1部）

与野図書館（1部）

岩槻図書館（1部）

3. その他の拠点館（各1部）

4. 地区館（各1部）

5. 分館（各1部）

3 貸出用資料と館内用資料の扱い

- 貸出できる資料を増やすよう努める。
- 中央図書館・北浦和図書館・大宮図書館・与野図書館・岩槻図書館の5館は、収集分担に従って館内用資料を充実させ、詳細な調査への対応や他館のバックアップを行う。
- 原則として館内用資料の市内他館からの取り寄せには応じない。貸出用のものは相互貸借の対象とする。館内用は対象としない。

4 保存分担

- 保存分担館は、次の通り定める。
- さいたま市全域及び浦和：中央図書館
- 大宮：大宮図書館
- 与野：与野図書館
- 岩槻：岩槻図書館
- なお、大宮図書館・与野図書館・岩槻図書館での保存が難しい場合は、中央図書館へ移管することができる。
- 埼玉県・県内市町村についての資料は、県立図書館の所蔵状況や、各館の隣接する市町村などについて考慮し、必要な館で保存するものとする。

5 移管

- 保存分担館以外の館で除架したり、または未整理の状態となっ

ている資料については、他館に移管し効率的な運用を図る。

6 他機関との連携

- ・情報の収集・発信、レファレンスにおいては、他機関とも積極的に連携する。

附 則

この方針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

●さいたま市図書館資料選定会議運営基準

制定 平成 23 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「さいたま市図書館資料取扱要領」第 2 条(6)の資料選定会議の詳細について必要な事項を定めるものとする。

(開催頻度)

第 2 条 原則として週に 1 回、一般書及び児童書の選定会議をそれぞれ開催する。

(構成)

第 3 条 選定会議は、中央図書館、拠点図書館、及び地区図書館の各館長が指名する担当職員で構成する。

(協議内容)

第 4 条 見計らい用として展示された複数冊の新刊書を確認し、さいたま市として必要な資料を検討する。

- (1) 既刊書についても、必要に応じ見計らい用に現物を用意して選定する。
- (2) 社会情勢の変化と利用者ニーズの多様化に対応するよう努める。
- (3) 原則としてコミックは収集しないが、マンガの表現形態をとっていてもフィクションでない場合は現物を確認した上で購入することができる。具体的には専門的な内容を平易にマンガ表現で解説したもの、職業としての漫画家の日常や主張を表現したものをいう。ただし、フィクションの要素が強いストーリーマンガ、連続性のあるマンガは対象としない。

2 予算を効果的に投入し多くのタイトルを提供するため、さいたま市として必要な冊数を調整する。

- (1) 購入する一般書の 1 タイトルあたりの最大冊数は、さいたま市図書館全館が複本を購入した場合の冊数を上限とする。上限を超える複本は中央図書館の所蔵とする。

3 調整の結果、さいたま市として複本が必要な場合は見計らい用の複本を用い、不足を発注する。

4 各種出版情報誌、新聞・雑誌等の掲載情報、内容見本等、さまざまな出版情報の確認を行う。

5 所蔵資料の保存・移管の手続きについて調整することができる。(事務処理)

第 5 条 発注処理は分館を除く各図書館の担当者が行うが、発注データの送受信に係る作業は資料サービス課が行うこととする。

- 2 選書選定発注に関する業務量の削減に努めることとする。
- 3 会議の記録は資料サービス課が作成する。

(その他)

附則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

●さいたま市図書館リサイクル事業実施要領

制定 平成 21 年 6 月 1 日

最新改正 平成 23 年 3 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、さいたま市立図書館(以下「図書館」という。)において、「さいたま市図書館資料取扱要領」に基づき除籍処分とした図書館資料等を、同要領第 4 条(1)イによりリサイクル資料として活用する事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(対象資料)

第 2 条 この事業の対象とする資料(以下「リサイクル資料」という。)は次に掲げる資料とする。除籍資料にはリサイクル資料であることを明示する。

- (1) 除籍をした図書館資料(備品は除く。)
- (2) 図書館資料として受入れなかった寄贈資料
- (3) リサイクル用として個人から持ち込まれた資料(提供先)

第 3 条 この要領による提供先の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内公共公益施設(別表)及び公立学校
- (2) 読書活動に携わる市内団体
- (3) 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本事業を主宰する各拠点図書館長(以下「図書館長」という。)が必要と認めたもの

(提供先の優先順位)

第 4 条 提供先の優先順位は、原則として前条各号の順とする。

(提供方法)

第 5 条 リサイクル資料は、次の各号により図書館長の指定する期間・場所において提供し、提供を受けるものが引き取りを行うものとする。

- (1) 除籍資料頒布会
- (2) 第 3 条の第 1 号及び第 2 号の団体への提供
- (3) 各図書館の実情に応じた方法による個人向けの提供

(提供条件)

第 6 条 リサイクル資料は無料とする。提供を受けた者は、リサイクル資料を営利目的で使用してはならない。

(受領書)

第 7 条 第 5 条の第 1 号及び第 2 号によりリサイクル資料の提供を受けた者は、受領書(様式)を図書館長に提出するものとする。

(提供の制限)

第 8 条 団体又は個人に提供するリサイクル資料数の限度について定める必要のあるときは、図書館長が別に定めるものとする。

(期間経過後の取扱)

第 9 条 リサイクル資料は一定期間展示後は、これを廃棄処分する。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

市内公共公益施設	保育園
	幼稚園
	児童センター
	児童養護施設
	社会福祉施設
	高齢者介護施設
	公民館
	私立学校
	病院
	障害者総合支援センター
	療育センター
	子育て支援施設
	児童発達支援センター

様式(第 7 条関係)

受 領 書	
年 月 日	
(あて先)さいたま市教育委員会	
(図書館)	
下記のとおりリサイクル資料を受領しました。	
計	冊

団体名	_____
代表者名	_____

さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領

●さいたま市図書館個人貸出業務等
実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館資料（以下「資料」という。）の貸出しの手続き、貸出しの期間、弁償及び貸出しの停止等に関し、さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号。以下「条例」という。）及びさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 登録

(個人利用者カードの交付申請)

第2条 条例第8条の規定により図書館資料の個人貸出しを受けようとする者が交付を受ける利用者カード（以下「個人利用者カード」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 図書館（配本所を除く。）における貸出しの場合 図書館利用者カード
 - (2) 配本所における貸出しの場合 配本所図書利用券
- 2 規則第7条の規定により個人利用者カードの交付を受けようとする者（以下「個人申請者」という。）は、貸出登録申請書（以下「登録申請書」という。）に、本人及び本人の居住地を確認する書類（以下「本人確認書類」という。）又は本人確認書類及び通勤場所（通学場所を含む。以下「通勤場所等」という。）を確認する書類として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。
 - (1) 市内又は広域利用に関する協定書を締結している市若しくは町に居住する者 次に掲げるいずれかの書類。
 - ア 住民票の写し又はその複写
 - イ 運転免許証
 - ウ 健康保険証
 - エ 公共機関発行の証明書、手帳等
 - オ 公共料金領収書
 - カ 学生証又は生徒手帳
 - キ その他委員会が本人確認書類と認めるもの
 - (2) 市内に通勤又は通学する者 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 本人確認書類及び社員証
 - イ 本人確認書類及び学生証（生徒手帳を含む。）
 - ウ その他委員会が本人確認書類及び通勤場所等を確認する書類と認めるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、市内に通勤する者が前項第2号アに規定する社員証又はウに規定する通勤場所を確認する書類と認めるものを添えることができない場合は、個人登録申請書に勤務先名、勤務先住所及び勤務先の電話番号を記入することで通勤場所を確認する書類に代えることができるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者（以下「児童」という。）は、次に掲げる書類のいずれかを添えて申請することができるものとする。
 - (1) 氏名、住所及び学校名が記載された学校が発行した名札
 - (2) 子に対して親権を行なう者（以下「保護者」という。）が記入した住所確認票
- 5 第2項第1号に規定する者が個人利用者カードの交付を受けるため同居する家族とともに来館した場合は、そのうちの成年者1人の本人確認書類の提示により同行した家族の本人確認書類の提示があったものとする。

(個人利用者カードの交付申請の代行)
- 第3条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により個人申請者が登録申請書に記入することができない場合又は登録申請書を提出することができない場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて個人申請者以外の者（以下「申請代行者」という。）に個人利用者カードの交付の申請を代行させることができるものとする。
 - (1) 申請代行者の同居の家族の申請の場合
 - ア 申請代行者の本人確認書類
 - イ 個人申請者の本人確認書類（児童の個人申請者は除く。）
 - (2) 同居以外の申請代行者の家族の申請の場合

ア 申請代行者の本人確認書類

イ 個人申請者の本人確認書類

(3) その他申請代行者の家族以外の申請の場合

ア 申請代行者の本人確認書類又は通勤場所を確認する書類

イ 個人申請者の本人確認書類

ウ 代行確認票

(個人利用者カードの交付)

第4条 委員会は、登録申請書の提出及び第2条又は前条に規定する書類の提示があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、1人につき1枚の図書館利用者カード又は配本所図書利用券を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童が第2条第2項又は第4項に規定する書類を添えないで登録申請書の提出があったときは、次回来館時における書類の提示を条件に1人につき1枚の個人利用者カードを交付するものとする。

(個人利用者カードの有効期限の更新の申請)

第5条 個人利用者カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）が当該個人利用者カードの有効期限の更新（以下「更新」という。）の申請をしようとするときは、当該個人利用者カード及び第2条第2項又は第4項に規定する書類のいずれかを提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項第1号に規定する者が個人利用者カードの有効期限の更新の申請をするため同居する家族とともに来館した場合は、そのうちの成年者1人の本人確認書類の提示により同行した家族の書類の提示があったものとする。

(個人利用者カードの有効期限の更新の申請の代行)

第6条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により登録者が当該個人利用者カードの有効期限の更新の申請をすることができない場合は、当該個人利用者カード及び第3条各号に規定する書類を提示したときに限り、当該登録者以外の者（以下「登録代行者」という。）に有効期限の更新の申請を代行させることができるものとする。

(個人利用者カードの再交付申請)

第7条 登録者は、個人利用者カードの再交付を受けようとするときは、個人登録申請書に第2条第2項又は第4項に規定する書類のいずれかを添えて委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、盗難又は紛失により登録者が個人利用者カードの再交付を受けようとする場合で前項に規定する書類のいずれかを提示することができないときは、当該登録者の登録事項と個人登録申請書に記載した事項に変更がなく、かつ、次回の来館時に前項に規定する書類のいずれかを提示することに同意した場合に限り、再交付を受けることができるものとする。

(個人利用者カードの再交付申請の代行)

第8条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により登録者が登録申請書に記入することができない場合又は登録申請書を提出することができない場合は、第3条各号に規定する書類を添えて登録代行者に個人利用者カードの再交付の申請を代行させることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、盗難又は紛失により登録代行者が登録者の個人利用者カードの再交付を受けようとする場合で前項に規定する書類のいずれかを提示することができないときは、当該登録者の登録事項と登録申請書に記載した事項に変更がなく、かつ、次回の来館時に第2条第2項若しくは第4項又は前項に規定する書類のいずれかを提示することに同意した場合に限り、再交付の申請を代行させることができるものとする。

(個人利用者カードの再交付)

第9条 委員会は、登録申請書の提出及び第2条又は第3条に規定する書類の提示があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、1人につき1枚の個人利用者カードを再交付するものとする。

(記載事項の変更の届出)

第10条 登録者は、登録申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに個人登録申請書に第2条第2項又は第4項に規定する書類のいずれかを添えて委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に規定する者が記載事項の変更の届出をするため登録者が同居する家族とともに来館した場合は、そのうちの成年者1人の本人確認書類の提示により同行した家族の記載事項の変更の届出があったものとする。

さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領

(記載事項の変更の届出の代行)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により登録者が登録申請書に記入することができない場合又は登録申請書を提出することができない場合は、当該個人利用者カード及び第3条各号に規定する書類を提示した場合に限り、登録代行者に記載事項の変更の届出を代行させることができるものとする。

(個人利用者カードの返納)

第12条 登録者は、条例第7条に規定する利用の資格を喪失したとき又は必要としなくなったときは、遅滞なく個人利用者カードを委員会に返納しなければならない。

第3章 貸出し手続

(資料の貸出しの手続き)

第13条 登録者は、資料の貸出しを受けようとするときは、本人名義の個人利用者カードを係員又は自動貸出機に提示しなければならない。

2 本人名義の個人利用者カードを持参しない登録者が資料の貸出しを受けようとするときは、資料貸出申込書を委員会に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、登録者以外の者が資料の貸出しを受けようとする登録者の個人利用者カードを提示し、かつ、資料の貸出しについて当該登録者の依頼を受けていることが確認できる場合は、貸出しを受けることができるものとする。

(貸出期限票の交付)

第14条 資料の貸出しを受けた者(以下「貸出利用者」という。)に対し貸出期限票を交付し、貸出しを受けた資料名及び返却期限日等を通知するものとする。

(貸出しを禁止する資料)

第15条 次の各号に掲げる資料は、貸出しをしない。

- (1) 貴重資料及び特別資料
- (2) 館内利用資料
- (3) その他委員会が館外貸出しを不適当と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、閉館の30分前から次の開館時間までに限って貸出することができるものとする。

(資料の予約)

第16条 資料の予約の申込みができる点数は、すべての図書館、移動図書館及び配本所(以下「図書館等」という。)の窓口、電話、ファクシミリ、館内利用者用検索端末並びにホームページによる予約を合わせて登録者1人につき30点までとする。

2 図書館等の窓口において資料の予約を申込みしようとする登録者は、リクエスト(予約)申込書又は視聴覚資料専用予約申込書を委員会に提出するものとする。

(予約資料の取置期間)

第17条 予約を申し込んだ資料(以下「予約資料」という。)の取置期間は、予約資料の貸出しが可能になったことを伝えるために、予約を申し込んだ登録者(以下「予約申込者」という。)若しくはその家族に連絡した日、留守番電話に伝言を残した日、メールによる通知をした日又は予約資料到着連絡はがきを郵送した日の翌日から起算して10日間とする。

2 前項の規定にかかわらず、予約申込者の申出により、当該予約資料が他の登録者の予約の有する資料(以下「予約待ち資料」という。)に該当しない場合は、取置期間を5日間延長することができるものとする。

3 前2項の規定による取置期間の末日が、条例第5条に規定する休館日に当たるときは、順次これを繰り下げるものとする。

(予約資料の受取館の変更)

第18条 予約申込者は、さいたま市外の図書館から貸出しを受けた資料(以下「相互貸借資料」という。)を除く予約資料の受取館を変更しようとするときは、図書館等の窓口、電話、ファクシミリ又はホームページで変更の手続きをしなければならない。

(貸出期間の延長)

第19条 規則第10条第1項の規定にかかわらず、貸出期間の延長を受けようとする資料が予約待ち資料又は相互貸借資料に該当しない場合で、かつ、貸出期間内又は返却期限日の翌日から起算して14日以内に貸出利用者の申出があったときは、次の各号に掲げる期間を延長することができるものとする。

- (1) 延長を受けようとする日(以下「受付日」という。)が返却期限日以前のときは、受付日の翌日から起算して14日以内の期間
- (2) 受付日が返却期限日の翌日以降のときは、14日から超過し

た日数を減じた日数以内の期間

2 前項第1号の規定による14日目の末日又は第2号の規定による14日間から超過した日数を減じた日数の期間の末日が条例第5条に規定する休館日に当たるときは、順次これを繰り下げるものとする。

3 すべて図書館の窓口(以下「窓口」という。)において第1項に規定する貸出期間の延長を受けようとするときは、延長を受けようとする貸出利用者の図書館利用者カード及び延長しようとする資料を提示し、延長の手続きを受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、貸出利用者以外の者が資料の貸出期間の延長を受けようとする貸出利用者の図書館利用者カード及び延長しようとする資料を提示し、かつ、資料の貸出期間の延長について当該貸出利用者の依頼を受けていることが確認できる場合は、延長の手続きを受けることができるものとする。

(貸出期間の再延長)

第20条 前条の規定により貸出期間の延長を受けた資料を再度、貸出期間の延長を受けようとするときは、当該資料が予約待ち資料に該当しない場合で、かつ、前条に規定する延長された貸出期間の返却期限日以前に直接、窓口に出した場合に限り、貸出期間の再度の延長(以下「再延長」という。)をすることができるものとする。

2 貸出期間の再延長の期間は、延長を受けようとする日の翌日から起算して14日間とし、再延長は1回限りとする。

3 前項の規定による14日目の末日が条例第5条に規定する休館日に当たるときは、順次これを繰り下げるものとする。

4 貸出期間の再延長を受けようとするときは、窓口において延長を受けようとする貸出利用者の図書館利用者カード及び延長しようとする資料を提示し、延長の手続きを受けなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、貸出利用者以外の者が資料の貸出期間の再延長を受けようとする貸出利用者の図書館利用者カード及び延長しようとする資料を提示し、かつ、資料の貸出期間の再延長について当該貸出利用者の依頼を受けていることが確認できる場合は、再延長の手続きを受けることができるものとする。

(予約資料の貸出しの制限)

第21条 予約申込者は、予約資料の貸出しを受けようとするときは、当該予約申込者の個人利用者カードを係員に提示しなければならない。

2 個人利用者カードを持参しない予約申込者が予約資料の貸出しを受けようとするときは、資料貸出申込書を委員会に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、予約申込者の家族の者が当該予約申込者の個人利用者カードを提示し、かつ、資料の貸出しについて当該予約申込者の依頼を受けていることが確認できる場合は、貸出しを受けることができるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、予約申込者の家族の者が当該予約申込者以外の家族の個人利用者カードを提示し、かつ、予約資料の貸出しについて当該予約申込者の依頼を受けていることが確認できる場合は、貸出しを受けることができるものとする。

第4章 移動図書館及び配本所

(移動図書館等)

第22条 市民の読書活動を推進するため、移動図書館及び配本所(以下「移動図書館等」という。)による資料の貸出し等を行なうものとする。

2 移動図書館の巡回場所及び日時並びに配本所の場所及び開室日時は、別に定める。

(貸出しの点数)

第23条 すべての移動図書館等で同時に借り受けられる資料は、1人10点以内とする。

(貸出しの期間)

第24条 移動図書館又は配本所から貸出しを受けた資料の貸出し期間は、14日以内とする。ただし、雨天等により貸出しの期間内に巡回ができないとき又は都合により臨時に配本所を閉室したときは、次回の巡回日又は開室日までとする。

(適用除外)

第25条 移動図書館等を利用する場合は、第17条から第20条までの規定は適用しない。

第5章 弁償

(保護者等の責務)

第26条 未成年者(成年に達していない者をいう。)又は死亡した者に対する条例第10条第2項に規定する責め又は条例第11条

さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領、
さいたま市図書館図書館資料の貸出停止等に関する実施基準、さいたま市図書館複写取扱要領

2項に規定する弁償の義務は、当該未成年者の保護者又は当該死亡者の財産を受け継ぐ者（以下「相続人」という。）が負うものとする。

（資料の弁償）

第27条 条例第11条第2項の規定により資料の弁償となる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 汚損又は破損により利用に耐えられないと判断された場合
- (2) 資料を紛失した場合
- (3) その他委員会が弁償と判断する場合

2 前項の規定により弁償となる場合は、弁償となる資料（以下「弁償資料」という。）を記載した弁償依頼書を利用者、保護者又は相続人（以下「弁償対象者」という。）に交付するものとする。

3 弁償資料を受領した場合は、受取書を弁償対象者に交付するものとする。

4 前項に規定する受取書の交付を受けた者が、第1項第1号に規定により弁償となった資料の受取りを希望する場合は、当該資料を譲渡することができるものとする。

（資料の弁償の免除）

第28条 条例第11条第2項の規定にかかわらず、貸出利用者が貸出しを受けた資料が、次の各号のいずれかに該当する場合は、資料の弁償を免除することができるものとする。

- (1) 天災等の不可抗力により資料を滅失した場合
- (2) 火災又は盗難により資料を滅失した場合
- (3) その他委員会が正当な理由があると認める場合

2 弁償対象者は、前項第2号に規定する理由により資料の弁償の免除を受けようとするときは、図書館資料弁償免除願を委員会に提出しなければならない。

第6章 督促

（督促の対象者）

第29条 督促は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行なうものとする。

- (1) 返却期限日を経過しても返納しない貸出利用者又は当該貸出利用者の保護者若しくは相続人（以下「返納対象者」という。）
- (2) 弁償依頼書の交付を受けた日から30日を経過しても受取書の交付を受けていない弁償対象者

（督促の方法）

第30条 督促は、電子メール、郵便並びに電話、訪問又は窓口において口頭により行なうものとする。

2 返納対象者又は弁償対象者が、住所及び電話番号等が不明で前項に規定する督促することが困難である場合は、連絡先等が明らかになるまでの間、督促を中断するものとする。

第7章 貸出停止等

（貸出停止等の基準）

第31条 規則第11条の規定による資料の貸出し、予約受け付け、受取館の変更、資料の取置期間の延長並びに貸出期間の延長及び再延長の停止（以下「貸出停止等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して行う。

- (1) 登録者より個人利用者カードを譲渡又は貸与された者（以下「被譲渡者」という。）が当該個人利用者カードにより資料の貸出しを受けた場合 当該登録者及び当該被譲渡者
- (2) 個人利用者カードを不正な手段により取得した者（以下「不正取得者」という。）が当該個人利用者カードにより資料の貸出しを受けた場合 当該不正取得者
- (3) 前2条に規定する督促をしても返納対象者が返納に応じず、返却期限日から一定の期間を経過した場合 当該返納対象者
- (4) 前2条に規定する督促をしても弁償対象者が弁償に応じず、弁償依頼書の交付を受けた日から一定の期間を経過しても受取書の交付を受けていない場合 当該弁償対象者

2 前項の規定により貸出停止等となる期間は、別に定める。

（貸出停止者の予約資料）

第32条 貸出停止等となった者（以下「貸出停止者」という。）の予約資料は、当該貸出停止者が貸出停止等を解除されない限り貸出しを受けることはできないものとする。

（貸出停止等の解除）

第33条 貸出停止者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出停止等を解除するものとする。

- (1) 貸出停止等となった期間を満了したとき。
- (2) 返却期限日を経過したすべての資料の返納に応じたとき。
- (3) 弁償依頼書の交付を受けたすべての資料の受取書の交付を受けたとき。

(4) 第24条第1項各号に規定する資料の弁償の免除に該当すると認められたとき。

(5) その他委員会が正当な理由があると認められたとき。

第8章 補則

（委任）

第34条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成22年4月1日より施行する。ただし、第31条第1項第3号及び第4号の規定は、平成22年6月15日より施行する。

（さいたま市図書館資料の貸出停止に係る要綱の廃止）

2 さいたま市図書館資料の貸出停止に係る要綱は、廃止する。

●さいたま市図書館図書館資料の貸出停止等に関する実施基準

（趣旨）

第1条 この基準は、さいたま市図書館個人貸出業務等実施要領（以下「要領」という。）第31条の規定に基づき、貸出停止等の基準の実施について必要な事項を定めるものとする。

（貸出停止等となる期間）

第2条 要領第31条第1項第3号及び第4号に規定する一定の期間は、60日とする。

（貸出停止等の期間）

第3条 要領第31条第2項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第1項第1号に該当する場合 貸出しを受けた日から、貸出しを受けたすべての図書館資料（以下「資料」という。）の返納又は弁償に応じた日までの期間に3箇月を加えた期間
- (2) 第1項第2号に該当する場合 貸出しを受けた日から、貸出しを受けたすべての資料の返納又は弁償に応じた日までの期間に6箇月を加えた期間
- (3) 第1項第3号に該当する場合 返却期限日を経過したすべての資料の返納に応じた日までの期間
- (4) 第1項第4号に該当する場合 弁償依頼書の交付を受けたすべての資料の受取書の交付を受けた日までの期間

附 則

この基準は、平成22年4月1日より実施する。ただし、第3条第3号及び第4号の規定は、平成22年6月15日より実施する。

●さいたま市図書館複写取扱要領

最新改正 平成24年3月30日

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料等の複製物の提供（以下「複写」という。）の取扱いに関し、さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象資料）

第2条 複写の対象となる資料（以下「複写対象資料」という。）は、図書館が所蔵する資料及び他の図書館から貸出しを受けた資料（貸出しをした図書館（以下「貸出館」という。）が複写を禁止した資料を除く。）とする。

（使用目的）

第3条 複写は、複写を希望する者（以下「複写希望者」という。）の求めに応じ、その調査研究の用に供する場合に限り、行うことができるものとする。

（複写範囲及び部数）

第4条 複写できる範囲は別表に定める。

2 複写の部数は、1部とする。

（手続等）

さいたま市図書館複写取扱要領

第5条 複写希望者は、所定の複写申込用紙に必要事項を記載し、複写対象資料とともに、市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

2 複写希望者が図書館に来館できない場合に複写を受付ける事由は、次のとおりとする。

- (1) 当該複写希望者が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている者
 - イ 療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 介護保険制度における要介護度の認定を受けている者
- (2) 複写対象資料が県外公共図書館等への協力貸出に応じられない資料である場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めた場合

3 前項の規定による複写は、複写対象資料及びその複写部分が明確な場合に限り行い、複写料金及び送付に要する経費は、複写希望者の負担とする。

（複写料金）

第6条 複写の料金はモノクロ1枚につき10円、カラー1枚につき50円とする。ただしマイクロフィルムについては1枚10円とする。

（複写方法）

第7条 複写するための機器は、図書館に備え付けられた複写機を用いるものとする。

2 複写は、複写希望者が行うものとする。ただし、国立国会図書館その他の貸出館が、複写を複写希望者に行わせることを禁止している場合及び第5条第2項に該当する場合は、図書館の職員が行うものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

図書

単行本	1冊の半分以下。
複数冊のもの（上・中・下等）	各冊の半分以下。
付録（型紙・旅行ガイドの地図等）	個々の付録の半分以下。
全集・選集・短編集・論文集等	個々の著作の半分以下。
俳句集・短歌集・詩集・歌詞集	1冊を1著作と見なし、個々の図書の半分以下。
譜面集	収録されている個々の譜面の半分以下。

逐次刊行物

雑誌最新号	個々の記事の半分以下。
雑誌バックナンバー	1冊の半分以下であれば個々の記事の全部分。個々の写真・絵・地図・譜面等も複写可。相互貸借借用資料は不可。
付録	本誌と同じ扱い。
年鑑・白書・新聞縮刷版等	1冊の半分以下。図書として扱う。
新聞最新号	個々の記事の半分以下。発行日の翌日になれば朝刊・夕刊とも複写可。
新聞バックナンバー	個々の著作の全部分。全紙面の半分以下。

地図

地図帳	地図帳で1著作と見なし1冊の半分以下。
住宅地図（ゼンリン）	見開きの半分以下。見開いた両頁で1著作。
国土地理院発行の地図	全面複写可（国土地理院発行の地図を加工した地図は含みません）

写真集・絵画集

写真集・絵画集	複写不可。半分以下だと同一性保持権の原則に反する。
カット集	1冊の半分以下。ただし、複写可と表示のあるものはすべて可。

1枚もの

写真・絵画	複写不可。同一性保持権の原則に反するので複写不可。
-------	---------------------------

引用資料

全部可。著作物に引用及び説明用の写真・絵画・地図・譜面・図・詩・歌詞・短歌・俳句等。ただし引用した著作物の半分以下の範囲で。
--

カセットテープ・CD・ビデオテープ・DVDの解説書等

ジャケット	複写不可。写真・絵画に準じる。ただし、曲目等書誌情報が書かれてあるものは、可。
解説書（歌詞集）	1冊を1著作と見なし、解説書の半分以下。
別冊・付録等	1冊の半分以下。図書に準じる。

さいたま市等の刊行物（市に著作権が帰属するもの）

市報・図書館報・要覧等	全部分複写可。
-------------	---------

法律・判例・官報

法律・判例・官報	全部分複写可。
法令集・白書・政府刊行物等	1冊の半分以下。編集されたものは、図書に準じる。

さいたま市図書館のウェブページ上のコンテンツ

ウェブページ上のコンテンツ	紙への複写のみ。利用できる時間の範囲内に限る。ダウンロードは不可。
リンク先のウェブサイト	不可。さいたま市図書館のコンテンツのみを対象とする。

さいたま市図書館が契約するオンラインデータベース

オンラインデータベース	複製物の提供について許諾、又は契約上制限規定要件の範囲内においては可。ただし、紙への複写のみ。
-------------	---

CD-ROM等の電子資料

CD-ROM等の電子資料	著作権の制限規定要件の範囲内であれば可。紙への複写のみ。ダウンロードは不可。
--------------	--

著作権法による保護期間の過ぎたもの

個々の著作の全部分、1冊の半分以下複写可。著作権者が死後50年経過。無名又は変名の著作物の場合及び法人その他の団体の場合は公表後50年経過している場合。
--

●さいたま市図書館県外図書館協力貸出取扱基準

1 趣旨

この要領は、図書館法第3条第4項の相互貸借（以下「協力貸出」という。）の規定に基づき、さいたま市図書館（以下「当館」という。）が所蔵する資料を県外図書館（以下「借受館」という。）に対して貸出する（以下「協力貸出」という。）際に必要な事項を定めるものとする。

2 協力貸出資料

協力貸出資料は、当館の所蔵する個人貸出を対象とした資料とする。ただし、次の資料を除く。

- (1) 借受館で容易に入手できる資料
- (2) 借受館の属する都道府県内図書館等が所蔵する資料
- (3) 館内利用としている資料
- (4) 破損・散逸しやすい資料
- (5) 形態上、送付が困難な資料
- (6) 逐次刊行物
- (7) 視聴覚資料
- (8) その他、当館が貸出を不適当と認めた資料

3 貸出冊数

貸出冊数は、借受館1館につき未返却資料を含めて10冊以内とする。ただし、図書館長が必要と認めた場合は、貸出冊数を増加することができる。

4 貸出期間

貸出期間は、送付に要する日数を含めて30日以内とする。ただし、当館が業務上必要と認めた場合は、貸出期間中にかかわらず、資料の返却を求めることができる。

5 資料貸借の手続き

資料貸借の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 借受館は、電子メールで、資料借受申込書を当館が指定するメールアドレスに送信して申し込む。
- (2) 当館は、指定する送付方法により、資料貸出通知書を添えて当該資料を借受館に送付する。
- (3) 借受館は、当館が指定する送付方法により、返却通知書を添えて資料を返却するものとする。

6 経費の負担

資料の貸出・返却に要する経費は、借受館の負担とする。

7 協力貸出資料の利用

協力貸出による資料の利用は、当館がその取扱および運用上の条件を指定する場合を除き、借受館の利用規則を適用するものとする。

8 借受館の責任

借受館は、協力貸出資料を受領してから返却するまでの間、一切の責任を負う。借受資料を亡失、汚損もしくは破損した場合は、さいたま市図書館条例の定めるところにより、その損害を賠償するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、「公共図書館間資料相互貸借指針」（平成11年6月23日全国公共図書館協議会総会決議）を準用するほか、当館と借受館の相互において協議するものとする。

10 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

●図書館利用に障害のある人びとへのサービス要項

(目的)

1 図書館利用に障害のある人びとに対して図書館の利用促進を図るためサービスの拡大を目的とする。

(対象者)

- 2 サービスを受けることのできるものは、次のとおりとする。
 - (1) 市内に在住・在学または在勤する図書館利用に障害のある者で、図書館長が適当と認めたもの
 - (2) 市内で障害者等のために組織されている社会的かつ福祉的な活動をしている団体で、図書館長が適当と認めたもの

(利用登録)

3 サービスを受けることを希望する者は、図書館長宛に申請（利用登録申請書による）する。

(サービスの内容)

4 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 障害支援貸出

- イ 貸出点数 制限しない
- ロ 貸出期間 30日以内
貸出延長が1回できる。ただし、予約資料、視聴覚資料は除く。

(2) 福祉活動支援貸出

市内にある団体を対象とし、その社会的かつ福祉的な活動を支援する。

- イ 貸出点数 100点以内
- ロ 貸出期間 30日以内
貸出延長が1回できる。ただし、予約資料、視聴覚資料は除く。また、視聴覚資料のうち映像資料は貸出できない。

5 この要項に定めるもののほか、このサービスに関する事項については、図書館長が決定する。

付 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館視覚障害者サービス要綱

最新改正 平成24年3月23日

(目的)

1 視覚障害者に対し、対面朗読、障害者サービス用資料等の貸出を行い、教育・調査研究等に資するとともに、市民生活に必要な情報を提供することを目的とする。

(対象者)

- 2 サービスを受けることのできるものは、次のとおりとする。
 - (1) 市内に在住・在学または在勤する視覚に障害のある者で、図書館長が適当と認めたもの
 - (2) 視覚障害者により組織されている福祉団体で、図書館長が適当と認めたもの

(利用登録)

3 サービスを受けることを希望する者は、本人または代理人が図書館長宛に申請（視覚障害者サービス利用登録申請書による）する。

(サービスの内容)

4 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 対面朗読

- イ 原則として図書館内で実施する朗読：資料変換者または図書館職員
- 時 間：開館時間内で原則として1回2時間
- ロ 実施館は、対面朗読室がある次の図書館とする。ただし、その他の図書館でも適宜対応する。
中央図書館、北浦和図書館、東浦和図書館、大宮西部図書館、与野図書館、桜図書館

(2) 録音資料の貸出

- イ 録音資料の貸出
対象資料：所蔵の録音資料（図書館作製録音資料、既製録音資料）および図書館相互貸借によるもの
貸出：原則として10タイトルまで2週間（郵送の場合は3週）とするが、申し出により、図書館長が適当と認めた場合は、この限りではない。

ロ 貸出方法は、来館および郵送貸出とする。

来館貸出は各図書館で行う。郵送貸出の申し込みは中央図書館、北浦和図書館、大宮図書館、与野図書館、岩槻図書館で受け付ける。

(3) 点字資料の貸出

- イ 点字資料の貸出
対象資料：所蔵の点字資料および図書館相互貸借によるものとするが、申し出により、図書館長が適当と認めた場合は、

さいたま市図書館視覚障害者サービス要綱、さいたま市図書館資料宅配実施要領、さいたま市図書館インターネット端末運用基準

- この限りではない。
- 貸出：原則として 10 タイトルまで 2 週間（郵送の場合は 3 週間）
- ロ 貸出方法は、来館および郵送貸出とする。
- 来館貸出は各図書館で行う。郵送貸出の申し込みは中央図書館、北浦和図書館、大宮図書館、与野図書館、岩槻図書館で受け付ける。
- (4) 音訳資料、点訳資料の作製
利用者の要望により、墨字資料から音訳資料、点訳資料を作製する。
- (5) レファレンス・サービス
図書館では、資料の問い合わせや調べ物の相談に応じる。
- (6) その他
拡大読書器、音声読書機等を設置館で利用できる。
(資料変換者)
- 5 図書館に、通常な形態では図書館資料を利用できない利用者のために、読むことが可能な形態に資料を変換する業務に当たる音訳者、校正者、点訳者およびデジター編集者等を置く。
(資料変換者の登録)
- 6 資料変換者は、図書館が行った講習会、および、その他各種団体が行った講習会を修了した者で、図書館長が資料変換者として認められた者で構成される。
(守秘義務)
- 7 サービスに携わる者は、利用者の個人情報に他に漏らしてはならない。また、このサービス業務に携わらなくなった後においても同様とする。
(委任)
- 8 この要綱に定めるもののほか、視覚障害者サービスに関する事項については、図書館長が決定する。
- 附 則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 19 年 11 月 29 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

●さいたま市図書館資料宅配実施要領

制定 平成 21 年 12 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、図書館サービスの充実を図るため、心身等の障害によりさいたま市立図書館（以下「図書館」という。）に来館して利用することが困難な者に対して、図書館資料を宅配で貸出すること（以下「資料宅配」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 資料宅配を利用することができる者は、図書館の利用者カードの交付を受けた者で来館しての利用が困難な者のうち、さいたま市内に住所を有し、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳 1 級から 3 級の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険制度における要介護度の認定を受けている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、図書館長が必要と認められた者

(実施図書館)

第 3 条 資料宅配を利用できる図書館は、中央図書館、北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、岩槻図書館、桜図書館、北図書館とする。

(利用者登録)

第 4 条 資料宅配を利用しようとする者は、資料宅配利用登録申請書（別記様式。以下「利用登録申請書」という。）を利用しようとする第 3 条に規定する図書館の館長に提出しなければならない。ただし、本人が来館することが難しい場合は、郵送又は家族等が提出することができるものとする。

2 前項に規定する利用登録申請書を提出するときは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者

証を提示しなければならない。

3 登録内容に変更が生じたときは、速やかに登録した図書館に届け出るものとする。

(宅配資料)

第 5 条 宅配できる資料は、図書館の所蔵する貸出しを制限していない図書、雑誌、紙芝居及び視聴覚資料とする。

(利用申込み)

第 6 条 資料宅配を利用しようとする者は、第 4 条第 1 項に規定する利用登録申請書を提出した図書館に資料の題名、著者等について、電話、ファクシミリ又は郵便にて申し込むものとする。

(貸出点数及び期間)

第 7 条 資料宅配の貸出点数は 10 点以内とし、利用期間は配送に要する期間を含め 2 1 日以内とする。

(発送)

第 8 条 利用申し込みを受けた資料で、利用可能な状態の資料については申し込みを受けた日から 7 日以内に郵便事業株式会社の心身障害者用ゆうメールを用いて発送するものとする。

(送付先)

第 9 条 資料宅配の送付先は、利用者の自宅とする。

(発送経費)

第 10 条 資料宅配に要する送料は、利用者への発送については図書館が負担する。

(返却及び返送経費)

第 11 条 資料宅配を受けた資料については、心身障害者用ゆうメール、宅配便又は代理による来館等により返却するものとし、返送に要する送料は資料宅配利用者の負担とする。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

大枠内をご記入ください

資料宅配利用登録申請書

（あて先）さいたま市教育委員会（受付） 図書館 受付 年 月 日

フリガナ		No					
氏名							
生年月日	明大 年 月 日生	新規	変更	再発行			
住所 (郵便先)	〒 000-0000	電話番号	()				
		FAX	()				
代理人 連絡先等	※申請者が本人でない場合はご記入ください 氏名 住所 〒 000-0000	電話番号	()				
利用の 障害等由	身体障害者 種 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、要介護 手帳の 号	住所確認 済/未					

※ご記入いただいた個人情報、図書館からの連絡や登録情報確認のために使用させていただきます。これらの目的以外には、一切使用いたしません。

●さいたま市図書館インターネット端末運用基準

制定 平成 22 年 2 月 23 日

1 趣旨

本基準は、全てのさいたま市図書館（以下「図書館」という。）に設置された図書館利用者向けインターネット閲覧端末（以下「端末」という。）の利用に際し、円滑かつ適正なサービス運営を行うため、必要な事項を定めたものである。

2 対象

本基準は、端末の利用を希望する全ての個人（以下「利用者」という）に適用される。また、利用者は、端末の利用に際し、本基準に同意するものとする。

3 禁止事項

(1) 利用者は、以下の行為をしてはならない。

さいたま市図書館インターネット端末運用基準、さいたま市移動図書館運営要領、さいたま市移動図書館駐車場の設置・統廃合基準

- ① 持込記録媒体(フラッシュメモリ、FD、CD-ROM等)の利用
 - ② 持込機器との接続
 - ③ 端末設定の変更
※ただし、ローマ字・かな入力設定は除く。
 - ④ ファイルのアップロード、ダウンロード
 - ⑤ ネット上における違法・迷惑行為全般(ハッキング、他人への誹謗中傷等)
 - ⑥ ショッピング、金融取引行為
※ただし、当該サイトの閲覧は可能とする。
 - ⑦ メール送受信
 - ⑧ 掲示板、ブログ、SNSへの書き込み
※ただし、当該サイトの閲覧は可能とする。
 - ⑨ その他、図書館が、禁止が妥当と判断した行為
- (2) 図書館は、上記禁止事項を行った利用者に対して警告を行うこととし、従わない利用者に対しては利用を停止することができるものとする。
- (3) 禁止事項を行ったことによって端末に損害を与えた場合、その費用は利用者が負担するものとする。
- 4 アクセス可能範囲
図書館は、フィルタリングシステムにより、以下に挙げたサイトへのアクセスを禁止する。
- (1) 有害・違法情報に該当するサイト
ポルノ・アダルトサイト、不正技術に関するサイト(ハッキング・クラッキング・違法コピー配布等)、犯罪・暴力に関するサイト等が該当する。
 - (2) 端末のセキュリティに悪影響を及ぼすサイト
ダウンロードサイト、アップローダー、オンラインストレージ(オンライン文書編集サイトは除く)、匿名プロキシサーバー等が該当する。
 - (3) 端末提供の趣旨から逸脱するサイト
オンラインゲーム、チャット等が該当する。
 - (4) その他、フィルタリングシステムがアクセスを禁止しているサイト
- 5 ログ取得
- (1) 図書館は、端末を利用した迷惑行為、違法行為防止のため、利用者のアクセスログを取得できるものとし、また、利用者はこのことに同意するものとする。
 - (2) 取得したログ情報及び、利用申請書に記載もしくは電子データに記録された個人情報(「さいたま市個人情報保護条例」(平成13年さいたま市条例18号)に基づき適切に管理し、同条例第7条で定める場合を除き、目的外利用及び外部への提供は行わないものとする。
 - (3) 取得したログ情報の保存期間は1ヶ月とする。
- 6 この基準は平成22年3月1日から施行する。

●さいたま市移動図書館運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市図書館条例、さいたま市図書館条例施行規則及びさいたま市図書館個人貸出業務等実施要領に定めるもののほか、さいたま市立大宮西部図書館(以下「図書館」という。)が所管する移動図書館の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(巡回駐車場)

第2条 移動図書館の駐車場(以下「駐車場」という。)については、年度当初に定めるものとする。ただし、特に必要がある場合は、さいたま市移動図書館駐車場の設置・統廃合基準により、年度内に駐車場の新設または統廃合をすることができる。

2 駐車場は、別表のとおりとする。

(巡回日及び周期)

第3条 移動図書館の巡回日及び巡回時間(以下「巡回日時」という。)については、図書館の年度開館日内において定めるものとする。

2 移動図書館の巡回周期は2週間に1度とする。ただし、天候等により移動図書館の巡回ができない時は、さらに2週間おくものとする。

3 巡回日時は、交通事情等の理由により、年度内であっても変更

することができる。

(広報)

第4条 移動図書館の巡回日時については、市報さいたま各区域版、図書館のホームページ及び巡回チラシに掲載する。また、天候等により巡回が中止されたときは、速やかに該当エリアの図書館あてに連絡を行う。

(情報セキュリティ)

第5条 移動図書館で使用する図書館業務端末等の運用は、さいたま市移動図書館業務端末取扱基準に基づき適切に行い、情報セキュリティ事故の防止を図る。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

	駐車場名	住所
1	浮谷市営住宅	岩槻区浮谷 2044
2	和土住宅	岩槻区黒谷地内
3	J A南彩川通支店	岩槻区大口 255
4	大戸自治会館	岩槻区大戸 1668
5	センターフィールド浦和美園	緑区下野田 950
6	釣上新田南自治会館	岩槻区釣上新田地内
7	大門坂下公園	緑区東大門 1丁目
8	馬宮市営団地内公園	西区飯田新田
9	峰岸団地自治会館	西区峰岸
10	三橋4丁目自治会館	西区三橋4丁目
11	東大宮藁田島公園	見沼区東大宮6丁目
12	東大宮築地公園	見沼区東大宮1丁目
13	砂団地公園	見沼区東大宮3丁目
14	中川自治会館	見沼区中川
15	東新井団地22号棟前	見沼区東新井
16	平和台公園	大宮区北袋
17	美園公民館	緑区大門 1973-1
18	井沼方公園	緑区井沼方
19	武蔵浦和(ラムザ)	南区沼影1丁目
20	別所ハイツ	南区別所2丁目
21	鹿手袋会館	南区鹿手袋6丁目
22	西浦和公民館	南区曲本2-7-11
23	田島団地	桜区田島6丁目

●さいたま市移動図書館駐車場の設置・統廃合基準

移動図書館の駐車場(以下「駐車場」という。)については、次の基準による。ただしさいたま市教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

1 設置

次の各項すべてに該当するときは、新たに駐車場を設置することができる。

- (1) 図書館からおおむね2km以上離れ、設置場所の近隣に配本所または駐車場がないこと。
- (2) ある程度の利用が見込めること。
- (3) 駐車スペースが確保でき、安全に一定時間駐車ができること。

2 統廃合

次の各項いずれかに該当するときは、既設駐車場の統廃合をすることができる。

- (1) 既設図書館または新設図書館から、おおむね2km以内の場合。
- (2) 近隣に配本所が新設された場合。
- (3) 利用が著しく少ない場合。
- (4) 運営が困難になった場合。

3 施行期日

この基準は、平成19年4月1日より施行する。

●さいたま市移動図書館業務端末取

さいたま市移動図書館駐車場の設置・統廃合基準、さいたま市移動図書館業務端末取扱基準、さいたま市配本所運営要領、さいたま市図書館防犯カメラ等の設置及び運用等に関する要領

扱基準

- 趣旨

この基準は、移動図書館の各駐車場で使用する移動図書館用の業務端末（以下、業務端末と称する。）の取り扱いについて定めるものとする。
- 対象物

業務端末並びにバーコードリーダー、ACアダプター等 6式有線LAN機器 1式
その他 移動図書館業務に必要な機器
- 運用
 - 使用場所、使用日時については、あらかじめ情報管理者に許可を受けなければならない。
 - 業務端末は、パスワード設定によるアクセス制限などの不正利用の防止策を講じなければならない。
 - 業務端末は、紛失や盗難を防止するため常に携帯し、業務中はワイヤーで固定して使用する。
 - 業務端末を持ち帰ったときは、最新のパターンファイルに更新したコンピュータウィルス検査ソフトウェアを用いてコンピュータウィルスに感染していないことを確認し、情報管理者に報告しなければならない。
- 運用報告

業務端末を使用後は、使用日時等を記録した「移動図書館業務日報（端末記録）」（様式）を情報管理者に提出し、報告しなければならない。
- その他

移動図書館各駐車場で業務端末の運用にあたっては、情報管理者の指示に従う。
- この基準は、平成21年11月25日より施行する。

様式

移動図書館業務日報（端末記録）		期別	期開始日	期終	記録
平成21年度	業務者			スタッフ	
月	日				
貸出場所	使用時間	チェック内容	チェック欄		
		貸出の禁止、廃棄する、貸出-記録を中止する、貸出の無効とする、貸出済みの手回し停止、貸出済みの手回し停止、複製禁止、複製の禁止、複製の禁止、複製の禁止を特定する。			
貸出場所	使用時間	チェック内容	チェック欄		
		貸出の禁止、廃棄する、貸出-記録を中止する、貸出の無効とする、貸出済みの手回し停止、貸出済みの手回し停止、複製禁止、複製の禁止、複製の禁止、複製の禁止を特定する。			
貸出場所	使用時間	チェック内容	チェック欄		
		貸出の禁止、廃棄する、貸出-記録を中止する、貸出の無効とする、貸出済みの手回し停止、貸出済みの手回し停止、複製禁止、複製の禁止、複製の禁止、複製の禁止を特定する。			
貸出場所	使用時間	チェック内容	チェック欄		
		貸出の禁止、廃棄する、貸出-記録を中止する、貸出の無効とする、貸出済みの手回し停止、貸出済みの手回し停止、複製禁止、複製の禁止、複製の禁止、複製の禁止を特定する。			
情報最終確認					
業務に関する報告・連絡（更新・確認事項等）					
相互連絡（申し送り事項など）					

●さいたま市配本所運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市図書館条例、さいたま市図書館条例施行規則及びさいたま市図書館個人貸出業務等実施要領に定めるもののほか、さいたま市立大宮西部図書館（以下「図書館」という。）が所管する配本所の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 配本所の名称及び位置は、次のとおりとする。ただし、近隣にさいたま市図書館が開館したときは、当該配本所を廃止することができる。

名称	位置
上小町配本所	さいたま市大宮区上小町825 上小町集会所内
三橋南配本所	さいたま市大宮区三橋3-52 三つ和会館内

植水配本所	さいたま市西区中野林173-2 植水公民館内
指扇配本所	さいたま市西区高木449-1 指扇公民館内

（開室日）

第3条 配本所の開室日については、図書館の年度開館日内において定めるものとする。ただし、設置施設の都合等により、特に必要がある場合は臨時に閉室日を設けることができる。

（開室曜日及び時間）

第4条 開室曜日は毎週水曜日と土曜日とし、開室時間は午後1時から午後4時30分までとする。

（業務運営）

第5条 配本所の運営にあたっては、配本所業務の手引き（平成18年4月作成）に基づき各業務を行う。

（協力員）

第6条 配本所の運営は協力員に委嘱する。協力員は配本所ごとに、利用登録、資料の貸出し、資料の返却処理、書架整理等の業務に従事するほか、図書館との諸連絡にあたる。

2 図書館は協力員に対し、月毎に謝金を支払うものとする。

（事務連絡）

第7条 図書館職員は各開室日までに、予約資料、事務用品等の搬送を行う。また、必要に応じて、協力員から聴き取りを行い、業務の円滑化を図る。

（資料の装備）

第8条 配本所資料は、さいたま市立大宮西部図書館図書整理仕様書（配本所）に基づいて装備する。

（負担金）

第9条 上小町配本所の年間電気料金については、上小町配本所管理費負担に関する協定書に基づき、図書館が負担する。負担金は、当該年度終了後ただちに上小町自治会へ支払うものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

●さいたま市図書館防犯カメラ等の設置及び運用等に関する要領

制定 平成23年3月4日

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市図書館（以下「図書館」という。）の利用者の安全確保及び犯罪の防止を目的として、さいたま市教育委員会が設置し、図書館において管理運用する防犯カメラ等に関し、個人情報の適切な取扱いを確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 施設に固定して設置される映像撮影装置をいう。

(2) 監視モニター 防犯カメラで撮影した映像を表示し、当該映像を記録する機能を備えた装置をいう。

(3) 防犯カメラ等 防犯カメラ及び監視モニターをいう。

(4) 個人情報画像 防犯カメラによって撮影する映像又は監視モニターに記録された映像（以下「防犯カメラ映像」という。）のうち、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。

（管理責任者）

第3条 防犯カメラ等の管理運用にあたり、図書館に防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、中央図書館にあつては管理課長を、その他の図書館にあつては当該図書館の館長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラ等を適正に管理運用し、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

（防犯カメラの撮影範囲等）

第4条 管理責任者は、防犯カメラの撮影範囲が適切であることを確認するとともに、防犯カメラが作動中であることを明確かつ適切な方法により表示するものとする。

（個人情報の保護）

図書館法（抄）

第5条 管理責任者は、防犯カメラ等の運用に当たっては、個人の権利利益を侵害しないように努めるとともに、その旨を所属する職員に対し周知徹底しなければならない。

2 この要領に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）の規定による。

（映像の外部提供）

第6条 防犯カメラ映像は、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、管理責任者が市民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性があると認めた場合又は犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他法令等に基づく手続により照会等を受けた場合は、この限りでない。

（映像の管理）

第7条 監視モニターは、管理責任者及び職員以外の者にその操作を行わせてはならない。

2 記録された映像は、編集又は加工をせず、図書館の状況に応じて撮影時から概ね2週間から3週間保存し、保存期間が終了した映像は確実に消去するものとする。

3 記録された映像は、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（苦情等への対応）

第8条 管理責任者及び職員は、防犯カメラ等の管理運用等に関する苦情等を受けたときは、誠意をもって対応するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

●図書館法（抄）

発令 昭和25年4月30日号外法律第118号

最終改正：平成23年8月30日法律第105号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文

庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

図書館法（抄） 著作権法（抄） 著作権法施行令（抄）

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館（略）

附 則（略）

● 著作権法（抄）

発令：昭和45年5月6日法律第48号

最終改正：平成23年6月24日法律第74号

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。

(略)

(保護を受ける著作物)

第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民(わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)の著作物
- 二 最初に国内において発行された著作物(最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。)

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

(略)

第二章 著作者の権利

第一節 著作物

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

七 映画の著作物

八 写真の著作物

九 プログラムの著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。

二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。

三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

(略)

(権利の目的とならない著作物)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

一 憲法その他の法令

二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

(略)

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(略)

(公衆送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。

(略)

(図書館等における複製)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

(略)

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

● 著作権法施行令（抄）

発令 : 昭和 45 年 12 月 10 日政令第 335 号
最終改正 : 平成 24 年 2 月 3 日政令第 26 号

- (図書館資料の複製が認められる図書館等)
- 第一条の三 法第三十一条第一項(法第八十六条第一項及び第二百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員(以下「司書等」という。)が置かれているものとする。
- 一 図書館法第二条第一項の図書館
 - 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に設置された図書館及びこれに類する施設
 - 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
 - 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの
 - 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人(次条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち、文化庁長官が指定するもの
- (略)

● 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

発令 : 平成 13 年 7 月 18 日文部科学省告示第 132 号
最終改正 : 平成 20 年 6 月 11 日文部科学省告示第 92 号

- 一 総則
 - (一) 趣旨
 - ① この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
 - ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第三条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。
 - (二) 設置
 - ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
 - ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置(適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。)に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
 - ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。
 - (三) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等
 - ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」

を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(四) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
 - ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
 - ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
 - ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。
- (五) 他図書館及びその他関係機関との連携・協力
- 公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携(複数の市町村による共同事業を含む。)のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(六) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流(複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。)に努めるものとする。

二 市町村立図書館

(一) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(二) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実に図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。
- ⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(三) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実に努めるものとする。

(四) 利用者に応じた図書館サービス

- ① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者等に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(五) 多様な学習機会の提供

① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(七) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(八) 職員

① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。

② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。

③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。

④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(九) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(十) 図書館協議会

① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参

画を得るよう努めるものとする。

(十一) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

三 都道府県立図書館

(一) 運営の基本

① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(二) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供を行うこと。

イ 情報サービスに関する援助を行うこと。

ウ 図書館の資料を保存すること。

エ 図書館運営の相談に応じること。

オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(三) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(四) 図書館間の連絡調整等

① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

(五) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(六) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、三の(九)により準用する二の(二)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

(七) 職員

都道府県立図書館は、三の(九)により準用する二の(八)に定める職員のほか、三の(二)から(六)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(八) 施設・設備

都道府県立図書館は、三の(九)により準用する二の(十一)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(九) 準用

市町村立図書館に係る二の(二)から(十一)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。

附 則 (略)